

日本における口蹄疫問題の虚構—その2

野中公彦(みやざき・市民オンブズマン)

口蹄疫対策特別措置法は、農水省が法令根拠の無いワクチン接種動物の全殺に拘泥し、強行するためでっち上げられた。この措置法を持ち出す間に健康な動物に必要なワクチン接種が妨害された。必死の消毒で感染を免れていた健康な動物も殺され29万頭が犠牲となった。法令無視の背景にある「事情」も浮彫となった。

1. 農水省の背任

1-1 口蹄疫対策特別措置法(以下特措法)の欺瞞

以下は、農水省による特措法の説明である。

農水省 特措法 Q&A 川南を中心とする区域を患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分を行う地域として指定し予防的殺処分を行った理由は何か? A 都道府県知事は、本規定に基づき、家畜伝染病予防法第3章に規定する措置だけでは口蹄疫の蔓延の防止が困難でありかつ急速かつ広範囲に亘る口蹄疫の蔓延を防止する為やむを得ない必要があるときは、大臣が指定する地域において患畜及び疑似患畜以外の家畜を所有する者に当該家畜を殺すべきことを勧告することができることとされています。川南を中心とする区域では移動制限区域内の全ての偶蹄類家畜を対象としたワクチン接種を行いました。しかしながらワクチンを接種した家畜は感染した場合、ウイルスを保有し続け、新たな発生原因となる可能性があるとともに、体内に抗体ができ感染しているかどうか区別がつきにくくなり、これを放置した場合、摘発されずに急速かつ広範囲にわたる口蹄疫の蔓延につながりかねません。他方で、家畜伝染病予防法第3章においては、患畜及び疑似患畜以外の殺処分に関する規定がないことから、口蹄疫ワクチンを接種した家畜を殺処分するためには、口蹄疫対策特別措置法第6条第1項の規定による勧告を行う必要があり、本規定に基づく地域指定を行いました。

また第三者で構成し国の対応を検証するとした口蹄疫対策検証委員会報告書も農水省の説明そのままである。同報告書の冒頭記述より以下抜粋

「第1 はじめに 平成22年4月20日に宮崎県で1例目の発生が確認された口蹄疫は、同県川南町を中心とする地域において、爆発的に感染が拡大し、家畜伝染病予防法に基づく殺処分、移動制限などの措置のみではまん延防止を図ることが困難となった。これにより、我が国で初めて、防疫措置として、患畜及び疑似患畜以外の健康な家畜にもワクチンを接種した上で殺処分を行わざるを得なくなり、このため、口蹄疫対策特別措置法が制定された。」

農水省の説明を家畜伝染病予防法(以下家伝法)に照らし考察する。

山内一也東京大学名誉教授は、下線を引いた箇所「ワクチン接種動物が発生原因になる可能性」が科学的根拠から起こりえないことを予防衛生協会HPで指摘している。以下は指摘の概要である。「感染から回復した動物が咽頭の中にウイルスを持ち続けることがしばしばありキャリアと呼ばれる。豚はキャリアにならず、牛はなり易い。口蹄疫対策と口蹄疫研究の世界的第一人者らによる論文では、症例と実験によりキャリアが病気を伝播できるウイルス量を放出するリスクは無視出来るとみなされている。ワクチン接種は環境中のウイルス量を低下させ免疫のあるワクチン接種動物がキャリアになる可能性は非常に少なくなり、万一口蹄疫接種動物がキャリアになっても感染源になる可能性は限りなくゼロに近い」

そもそも「ワクチン接種動物のキャリア問題」については、後述する家伝法、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、同指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施にあたっての留意事項に於いて全く定めが無い。さらに清浄国認定に於いて日本の防疫措置を決定する際の参考文献であるOIEコード及びマニュアル(陸生動物のための診断法とワクチンのマニュアル)のいずれも「キャリア問題」には全く触れていない。

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針では、ワクチン使用について以下のとおり規定している。

7 ワクチン 都道府県知事は、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって早期の清浄化を図る上で必要がある場合に**法第31条の規定**に基づき、以下の通りワクチン接種を実施することとし、接種を行った家畜については接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限する。

家伝法第31条の規定 都道府県知事は、家畜伝染病の

まん延を防止するため必要があるときは、家畜防疫員に、農林水産省令で定める方法により家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができる。

家伝法に基づくワクチン接種動物の標識付けと移動制限が規定されるが、屠殺義務は生じない。ワクチン接種動物の検査は、法令通り可能である。

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施にあたっての留意事項（以下留意事項）に検査の規定がある。以下抜粋

12 動物衛生研究所の行う病性鑑定について
国際獣疫事務局（OIE）の定める本病の診断方法に基づき、動物衛生研究所において次の検査を実施する。

（1）**ウイルス学的検査** ア ウイルス分離 イ 抗原検出 ELISA 牡又は補体結合反応 ウ RT-PCR 検査

（2）**血清学的検査** 必要に応じ、特異的な抗体を検出するため ELISA 又は中和試験を実施する。

留意事項の検査法は、OIE の（陸生動物のための診断法とワクチンのマニュアル）による。

ワクチン接種に関係無く**留意事項の12の（1）**に規定された**ウイルス学的検査** ア、イ、ウが、動物衛生研究所に於いて全て可能である。

留意事項の12の（2）の血清学的検査については、OIE 同マニュアルの2000年版（H12年）からワクチン接種に関係無くウイルス感染による抗体検出が可能な検査法である NSP-ELISA が規定され、検査キットが市販されている。よって法令上のワクチン接種動物の**血清学的検査**は、NSP 抗体検査（NSP-ELISA）となる。OIE 規約上も農水省が拘泥するワクチン不接種口蹄疫清浄国へ認定申請する場合、NSP 検査陰性である動物は殺す必要が無い。

農水省がワクチン接種の動物殺しに拘泥する理由はOIEのワクチン接種の有無が分類された口蹄疫清浄国認定にある。1995年のOIE総会で口蹄疫の清浄国認定の規定が採択され1996年からワクチン接種と非接種の清浄国認定がなされている。ところが農水省は、OIE認定ワクチン接種清浄国を一律に汚染国としている。ワクチン接種動物が感染した場合ワクチンによる抗体かウイルスによる抗体かが判別できないという理由である。しかしこれは、記述した通り可能である。

清浄国認定を行うOIEは、日本では農水省と一体となっている。例えば**口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針**の作成について藤田陽偉(てるひで)

OIEアジア太平洋地域前代表（農水省から出向）が牛豚等疾病小委員会委員として当事者である。OIEアジア太平洋地域事務所には、農水省動物衛生課から4名が出向、内1名はOIE同地域代表者。OIE総会には日本代表として動物衛生課長が出席。また日本はOIEの主要な分担金拠出国である。

さらには口蹄疫対策検証委員会(9名)の委員であり口蹄疫発生時の2010年4月20日の牛豚等疾病小委員会に出席した坂本研一(いさもとけんいち)動物衛生研究管理監(OIE科学委員会委員)は、OIEの認定責任者である。以下は、動物衛生の公式発表である。(一部省略)

「2006年5月21-26日にパリで開催されたOIE総会において、坂本研一(いさもとけんいち)国際重要伝染病研究チーム長がOIE動物疾病科学委員会の委員に再選されました。この委員会は国際家畜衛生規約委員会等の4つのOIE専門家委員会の1つで、議長、副議長、書記長および2名の委員で構成されています。同委員会は、疾病防除・制圧の効果的戦略の評価や加盟国あるいは特定地域から申請される特定疾病（口蹄疫他）の「清浄化」認定という大きな責任を持っています。坂本研究チーム長はこれまで同委員会の副議長を3年間務めてきましたが、このたび各国の獣医局長の投票により、あらためて今後3年間の同委員会委員に再選されたものです」

一方で坂本氏は、研究期間：2005～2007年「口蹄疫を対象とした輸入検疫措置に関する研究」と題した事業の中で論文を発表しNSP抗体検査の有用性を認めている。しかしさらなる有用性の検討が必要とし、未だに結論を先送りしている。もともと日本では検査法の採用にあたり実証試験は無くOIEマニュアルにある検査法が世界標準法として採用されている。あえて行われたと思えるこの研究では実績のある市販キットの検討もされず結局目的が分からない。本来OIEの検査法は科学的根拠に基き加盟国で合意され、世界中のどの加盟国でも適用されることを氏は主張すべきはずである。しかしNSP抗体検査を日本で採用すればOIE認定ワクチン接種清浄国を日本が汚染国とする前提が無くなる。研究の結論先送りには、この理由があるのではないか。

坂本氏にワクチン接種に係らず清浄国にウイルスが無いとする点で科学的に違いがないのか確認すると、以下の回答であった。「その時点でウイルスがないという点では違いがありません。だからワクチン接種清浄国から輸入が出来るような輸出が出来るような取決めで進もうとしています」

2. 妨害されたワクチン接種

法令上のワクチン接種を遅くとも決定しなければならぬ時期は明白である。「口蹄疫ウイルスが豚に感染するときわめて大量のウイルスを排泄し、大規模な流行を招来する」これは2000年当時の寺門誠致口蹄疫対策本部長による報告書の記述である。よってどう遅くとも豚への感染を確認した4月28日同日に開かれた牛豚等疾病小委員会でワクチン接種決定の必要があった。寺門氏も委員であるが「豚での発生は感染拡大につながりにくい事例と考えられる～」と逆の審議結果である。また氏は、同委員会委員として口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針作成当事者である。

豚での感染以前に7例目、8例目の大規模農場で感染が蔓延していた。豚での感染は10例目の県畜産試験場で4月26日症状確認、後の疫学調査では推定発症日4月23日、推定ウイルス排出日4月20日、推定ウイルス侵入日4月16日とされている。

以下は、豚での発生状況である。

- 10例目試験場(486頭)陽性4月28日殺処分等完了(4月29日)
- 12例目養豚(1,473頭)陽性4月30日 殺処分等完了(5月4日)
- 13例目養豚(3,882頭)陽性5月1日 殺処分等完了(5月5日)
- 14例目養豚(333頭)陽性5月2日 殺処分等完了(5月6日)
- 18例目養豚(15,957頭)陽性5月4日殺処分等完了(5月18日)
- 19例目養豚(3,667頭)陽性5月4日殺処分等完了(5月12日)

上記の内18、19例目は、5月3日の届出であるが1日の発生分だけで手遅れであることが判る。

牛豚等疾病小委員会5月6日(午前11～13時)開催の同日早朝までには40例目まで届けが出ている。以下は上記豚での発生に続く40例目までの事例。

	市町村	飼養形態	検査結果 判明日	殺処分等 完了日
20例目	川南町	養豚(797頭)	5月4日	5月15日
21例目	川南町	養豚(686頭)	5月5日	5月15日
22例目	えびの市	養豚(320頭)	5月4日	5月5日
23例目	川南町	養豚(4724頭)	5月5日	5月15日
24例目	川南町	養豚(680頭)	5月6日	5月10日
25例目	川南町	養豚(4601頭)	5月6日	5月18日
26例目	川南町	養豚(1240頭)	5月6日	5月16日
27例目	川南町	牛繁殖(29頭)	5月6日	5月11日
28例目	川南町	牛繁殖(32頭)	5月6日	5月15日
29例目	川南町	養豚(3689頭)	5月6日	5月15日
30例目	川南町	牛繁殖(51頭)	5月6日	5月12日
31例目	川南町	養豚(515頭)	5月6日	5月13日
32例目	川南町	養豚(1255頭)	5月6日	5月15日
33例目	川南町	養豚(140頭)	5月6日	5月13日
34例目	川南町	酪農・肉牛(75頭)	5月6日	5月12日
35例目	川南町	養豚(2頭)	5月6日	5月10日
36例目	川南町	牛繁殖(47頭)	5月7日	5月16日
37例目	川南町	養豚(6104頭)	5月7日	5月19日
38例目	川南町	養豚(8378頭)	5月7日	5月22日
39例目	川南町	養豚(1906頭)	5月7日	5月18日
40例目	川南町	養豚(19頭)	5月7日	5月30日

5月6日の委員会概要では次のような認識が示されていた。「感染確認後の迅速な殺処分等により、既に1例目から7例目、9例目から11例目、13例目、16例目及び22例目の農場まで防疫措置が終了しており、引き続き迅速かつ適切な防疫措置が必要である。」

殺処分の対象となった牛や豚の数が11万4千頭を超えた5月18日の牛豚等疾病小委員会概要で初めてワクチンの記述がある。

「川南町を中心とした多発地帯については、現行の殺処分及び移動制限による方法のみではまん延防止が困難となっており、排出されるウイルス量を抑制するためのワクチンの使用については検討すべき時期にあると考えられる。ただし、現行のワクチンは発症を抑えるものの感染を完全に防ぐことが出来ないこと、感染抗体とワクチン抗体の識別が困難であることなどにより防疫上の支障を来すおそれがあることから、その使用は慎重に検討されるべきである。なお、ワクチンを接種した家畜については、早急かつ計画的にとり汰するべきである。」

口蹄疫ワクチンについて農水省動物医薬品検査所の調達に於ける説明の抜粋である。

「日本が購入する口蹄疫予防液及び不活化濃縮抗原の製造及び不活化等に問題は認められなかった。従って当該口蹄疫予防液等の安全性及び有効性に問題はなくその品質が確保されていることを確認した」

この通り口蹄疫ワクチンの有効性にも問題が無い。メーカーに話を聞くと100%の自信を持っているとの回答であった。

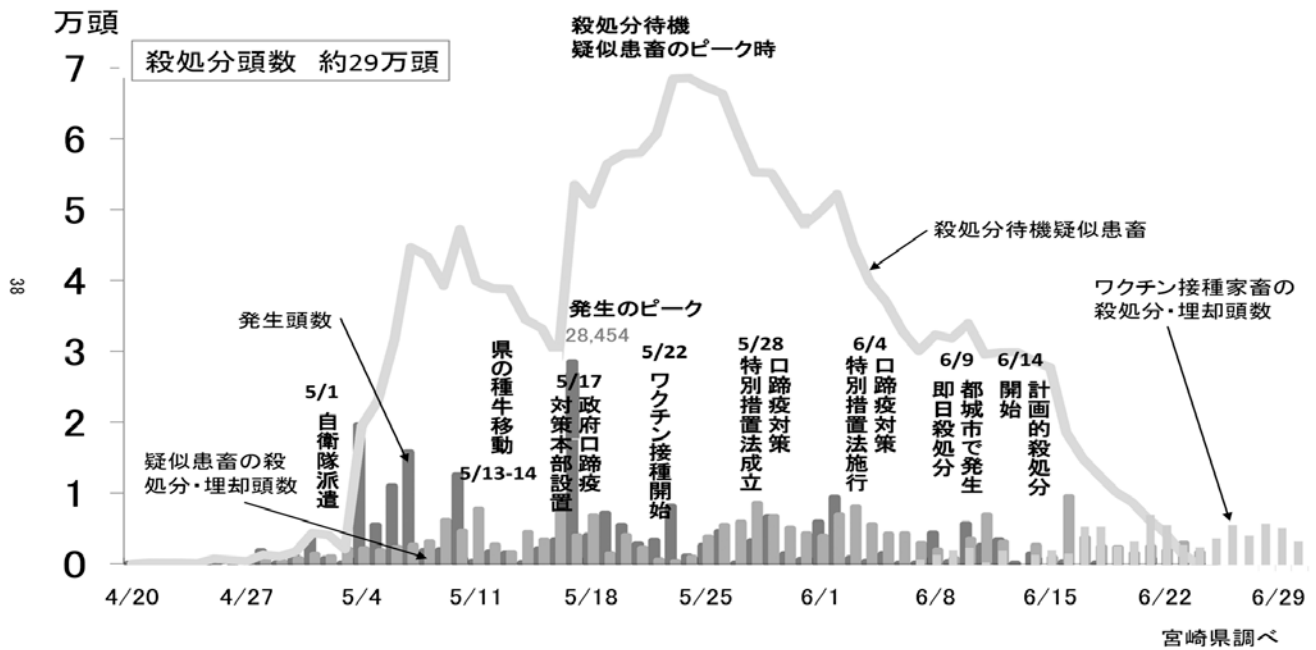
山内一也教授によると2010年6月7日NPOの欧州家畜協会が農水省へ緊急声明を出している。

これに署名した科学者6名のうち3名は口蹄疫対策で最も経験豊富な国際的専門家である。詳細なものだが声明は主に殺す為のワクチン接種の代わりに生かす為のワクチン接種を強く勧告している。以下は山内一也教授による翻訳の抜粋

・日本で実施されている口蹄疫対策に関連して欧州家畜協会会員は以下の点について緊急に声明を行いたい。日本政府当局が口蹄疫をワクチンで撲滅することはできないと述べているのは間違っている。

・もしも日本が口蹄疫の制圧において2001年に英国とオランダが犯した過ちを繰り返すことになれば、そして畜産と広範囲の地域社会が同様の経済的・社会的被害を被ることになれば、もっとも不幸な結果となる。

発生頭数と殺処分頭数



上の図では殺処分待機疑似患者が膨れ上がっていることがわかる。法令根拠の無いワクチン接種動物の全殺に終始拘泥した為である。措置法を持ち出す間に健康な動物に必要なワクチン接種が妨害された。必死の消毒で感染を免れていた健康な動物も殺され29万頭が犠牲となった。

山内一也東京大学名誉教授によると日本の対応が国際的評価を受ける機会が以下のようにあった。「八月に東京で国際口蹄疫ワークショップが開かれ、そこで農水省の口蹄疫担当官の発表に対して、パーブライト研究所・世界口蹄疫レファレンスセンターの口蹄疫専門家から二つの質問が投げかけられた。なぜ発生確認後、直ちにワクチン接種を行わなかったか、ワクチン接種後、自然感染とワクチンによる抗体の識別を行ったか、というものであった。この質問に対し農水省側はまともな回答は一切行わず、死体処理対策などに苦労した点のみを説明していた。」

一方国際口蹄疫ワークショップを主催した「食の安全研究センター」教員である明石博臣東京大学大学院農学生命科学研究科教授は、2010年6月4日日本獣医学会微生物学分科会長名で次のメールを分科会員に配信した。「現在実施されている防疫措置は、法律や防疫指針など予め専門家の意見を聞いて取りまとめられたものに従って実施されています。外国の事例や科学的な根拠に基づく批判、意見があったとしても、今はそれを個別に主張すべきタイミング

ではありません。（中略）科学者として、責任ある批判、意見を述べたい場合は、しかるべきルートから、その主張を受け止める能力を有する組織(農林水産省・動物衛生課など)に対して行って下さい。」メールの配信された会員の一人が農水省の対応に疑問を投げかけていた山内一也東京大学名誉教授である。明石氏は、牛豚等疾病小委員会委員として口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の作成当事者でさらに今回の口蹄疫対策を決定する立場にあった。このような隠蔽体質は一貫しており今回の口蹄疫対策を実質決定した牛豚等疾病小委員の議事録は、議論内容が一切黒塗りにされている。

- 山本補佐 [Redacted]
- 明石委員 [Redacted]
- 山本補佐 [Redacted]
- 津田委員 [Redacted]
- 川島動物衛生課長 [Redacted]
- 寺門委員 [Redacted]
- 坂本研究管理監 [Redacted]

参考元資料

山内一也 東京大学名誉教授「どうする・どうなる
口蹄疫」岩波科学ライブラリー

山内一也 東京大学名誉教授 予防衛生協会HP
27.「口蹄疫の正しい知識 13. 「口蹄疫対策検証
委員会報告書を科学的に検証する」

牛豚と鬼 宮崎口蹄疫の防疫対策を検証し、新しい
防疫方針と体制を提案する「口蹄疫対策民間ネッ
ト」HP

